

議案第 78 号

境港市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

境港市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 26 年 12 月 3 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(境港市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 境港市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年境港市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に、「100分の87.5」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に、「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

別表第1を次のとおり改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

| 職員 区分 | 職務の級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 号給 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| 再任用職員以外の職員 | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 1 | 137,600 | 187,700 | 224,600 | 263,500 | 290,700 | 322,100 | 367,500 | 414,100 |
| | 2 | 138,700 | 189,500 | 226,500 | 265,600 | 293,000 | 324,400 | 370,100 | 416,600 |
| | 3 | 139,900 | 191,300 | 228,400 | 267,600 | 295,300 | 326,700 | 372,700 | 419,100 |
| | 4 | 141,000 | 193,100 | 230,200 | 269,700 | 297,600 | 329,000 | 375,300 | 421,600 |
| | 5 | 142,100 | 194,700 | 231,900 | 271,700 | 299,700 | 331,300 | 377,500 | 423,500 |
| | 6 | 143,200 | 196,500 | 233,800 | 273,800 | 302,000 | 333,400 | 380,000 | 425,800 |
| | 7 | 144,300 | 198,300 | 235,700 | 275,900 | 304,300 | 335,600 | 382,500 | 428,000 |
| | 8 | 145,400 | 200,100 | 237,500 | 278,000 | 306,600 | 337,800 | 385,000 | 430,200 |
| | 9 | 146,500 | 201,800 | 239,200 | 280,100 | 308,800 | 340,000 | 387,600 | 432,300 |
| | 10 | 147,900 | 203,600 | 241,100 | 282,200 | 311,100 | 342,200 | 390,300 | 434,400 |
| | 11 | 149,200 | 205,400 | 242,900 | 284,300 | 313,400 | 344,400 | 393,000 | 436,500 |
| | 12 | 150,500 | 207,200 | 244,800 | 286,400 | 315,700 | 346,600 | 395,700 | 438,700 |
| | 13 | 151,800 | 208,800 | 246,500 | 288,500 | 317,900 | 348,600 | 398,200 | 440,500 |
| | 14 | 153,300 | 210,700 | 248,400 | 290,600 | 320,100 | 350,700 | 400,500 | 442,400 |
| | 15 | 154,800 | 212,600 | 250,200 | 292,700 | 322,300 | 352,800 | 402,800 | 444,400 |
| | 16 | 156,400 | 214,500 | 252,000 | 294,800 | 324,500 | 354,900 | 405,200 | 446,400 |
| | 17 | 157,700 | 216,300 | 253,700 | 296,800 | 326,600 | 356,800 | 407,100 | 448,300 |
| | 18 | 159,200 | 218,200 | 255,700 | 298,900 | 328,700 | 358,800 | 409,100 | 450,100 |
| | 19 | 160,700 | 220,100 | 257,700 | 301,000 | 330,800 | 360,800 | 411,000 | 451,900 |
| | 20 | 162,200 | 222,000 | 259,700 | 303,100 | 332,800 | 362,700 | 412,900 | 453,700 |
| | 21 | 163,600 | 223,700 | 261,600 | 305,200 | 334,900 | 364,800 | 414,800 | 455,500 |
| | 22 | 166,300 | 225,600 | 263,500 | 307,300 | 337,000 | 366,700 | 416,600 | 457,000 |
| | 23 | 168,900 | 227,500 | 265,400 | 309,400 | 339,100 | 368,700 | 418,500 | 458,500 |
| | 24 | 171,500 | 229,400 | 267,200 | 311,500 | 341,200 | 370,700 | 420,500 | 460,000 |
| | 25 | 174,200 | 231,000 | 269,200 | 313,400 | 342,800 | 372,700 | 422,300 | 461,400 |
| | 26 | 175,900 | 232,800 | 271,100 | 315,500 | 344,800 | 374,700 | 423,800 | 462,700 |
| | 27 | 177,600 | 234,500 | 273,000 | 317,600 | 346,800 | 376,700 | 425,400 | 464,000 |
| | 28 | 179,300 | 236,300 | 274,900 | 319,700 | 348,800 | 378,700 | 427,000 | 465,200 |
| | 29 | 180,800 | 237,700 | 276,700 | 321,700 | 350,600 | 380,300 | 428,600 | 466,200 |
| | 30 | 182,600 | 239,200 | 278,600 | 323,800 | 352,500 | 382,100 | 429,900 | 466,900 |
| | 31 | 184,400 | 240,700 | 280,500 | 325,900 | 354,400 | 383,900 | 431,200 | 467,700 |
| | 32 | 186,100 | 242,200 | 282,400 | 328,000 | 356,300 | 385,600 | 432,500 | 468,400 |
| | 33 | 187,700 | 243,600 | 284,100 | 329,600 | 358,200 | 387,400 | 433,700 | 469,100 |
| | 34 | 189,200 | 245,100 | 286,000 | 331,600 | 360,000 | 388,800 | 435,000 | 469,900 |
| | 35 | 190,700 | 246,600 | 287,900 | 333,700 | 361,800 | 390,400 | 436,300 | 470,600 |
| | 36 | 192,200 | 248,200 | 289,800 | 335,800 | 363,500 | 392,000 | 437,500 | 471,400 |
| | 37 | 193,500 | 249,500 | 291,500 | 337,700 | 365,000 | 393,500 | 438,700 | 472,200 |
| | 38 | 194,800 | 251,100 | 293,300 | 339,700 | 366,300 | 394,700 | 439,500 | 472,900 |
| | 39 | 196,100 | 252,700 | 295,100 | 341,700 | 367,700 | 395,900 | 440,300 | 473,700 |
| | 40 | 197,400 | 254,300 | 296,900 | 343,700 | 369,100 | 397,100 | 441,100 | 474,500 |
| | 41 | 198,700 | 255,700 | 298,700 | 345,600 | 370,600 | 398,200 | 441,700 | 475,300 |
| | 42 | 200,000 | 257,100 | 300,400 | 347,500 | 371,500 | 399,400 | 442,400 | 476,000 |
| | 43 | 201,300 | 258,500 | 302,100 | 349,400 | 372,600 | 400,600 | 443,100 | 476,800 |
| | 44 | 202,600 | 259,900 | 303,800 | 351,300 | 373,700 | 401,800 | 443,800 | 477,400 |
| | 45 | 203,800 | 261,100 | 305,500 | 352,800 | 374,500 | 402,500 | 444,600 | 478,200 |
| | 46 | 205,100 | 262,500 | 307,200 | 354,300 | 375,400 | 403,200 | 445,400 | |
| | 47 | 206,400 | 263,900 | 308,900 | 355,800 | 376,300 | 403,900 | 446,100 | |
| | 48 | 207,700 | 265,300 | 310,600 | 357,300 | 377,200 | 404,600 | 446,900 | |
| | 49 | 208,800 | 266,600 | 311,800 | 359,000 | 378,200 | 405,200 | 447,500 | |
| 50 | 209,900 | 267,800 | 313,400 | 359,800 | 379,000 | 405,900 | 448,200 | | |

| | | | | | | | |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 51 | 211,000 | 269,100 | 315,000 | 361,000 | 379,800 | 406,600 | 449,000 |
| 52 | 212,100 | 270,400 | 316,600 | 362,000 | 380,600 | 407,300 | 449,800 |
| 53 | 213,300 | 271,500 | 318,300 | 362,900 | 381,300 | 408,000 | 450,400 |
| 54 | 214,300 | 272,700 | 319,900 | 364,000 | 382,000 | 408,700 | 451,200 |
| 55 | 215,300 | 274,000 | 321,500 | 365,000 | 382,700 | 409,400 | 452,000 |
| 56 | 216,300 | 275,300 | 323,100 | 366,100 | 383,400 | 410,000 | 452,600 |
| 57 | 217,100 | 276,400 | 324,600 | 367,000 | 383,900 | 410,600 | 453,200 |
| 58 | 218,100 | 277,500 | 325,800 | 367,700 | 384,500 | 411,200 | 454,000 |
| 59 | 219,000 | 278,600 | 327,000 | 368,400 | 385,200 | 411,800 | 454,800 |
| 60 | 220,000 | 279,700 | 328,200 | 369,100 | 385,900 | 412,400 | 455,600 |
| 61 | 220,800 | 280,900 | 329,000 | 369,600 | 386,300 | 412,900 | 456,200 |
| 62 | 221,800 | 281,900 | 329,900 | 370,200 | 387,000 | 413,600 | |
| 63 | 222,800 | 282,900 | 330,700 | 370,900 | 387,600 | 414,200 | |
| 64 | 223,800 | 283,900 | 331,500 | 371,600 | 388,200 | 414,800 | |
| 65 | 224,500 | 284,700 | 332,400 | 371,900 | 388,700 | 415,100 | |
| 66 | 225,500 | 285,600 | 332,800 | 372,600 | 389,300 | 415,700 | |
| 67 | 226,500 | 286,500 | 333,600 | 373,300 | 389,900 | 416,400 | |
| 68 | 227,600 | 287,400 | 334,400 | 374,000 | 390,500 | 416,900 | |
| 69 | 228,400 | 288,400 | 335,200 | 374,400 | 390,900 | 417,400 | |
| 70 | 229,200 | 289,200 | 335,900 | 375,000 | 391,500 | 418,100 | |
| 71 | 230,000 | 290,000 | 336,600 | 375,700 | 392,200 | 418,800 | |
| 72 | 230,800 | 290,800 | 337,300 | 376,300 | 392,800 | 419,500 | |
| 73 | 231,600 | 291,600 | 337,800 | 376,700 | 393,100 | 420,000 | |
| 74 | 232,300 | 292,100 | 338,400 | 377,300 | 393,800 | 420,700 | |
| 75 | 233,000 | 292,600 | 339,000 | 378,000 | 394,500 | 421,400 | |
| 76 | 233,700 | 293,100 | 339,600 | 378,600 | 395,000 | 422,100 | |
| 77 | 234,400 | 293,200 | 339,900 | 379,000 | 395,400 | 422,600 | |
| 78 | 235,200 | 293,600 | 340,400 | 379,500 | 396,100 | | |
| 79 | 236,000 | 293,800 | 340,800 | 380,100 | 396,800 | | |
| 80 | 236,800 | 294,200 | 341,300 | 380,600 | 397,500 | | |
| 81 | 237,500 | 294,400 | 341,700 | 381,100 | 398,000 | | |
| 82 | 238,200 | 294,600 | 342,200 | 381,700 | 398,700 | | |
| 83 | 238,900 | 295,000 | 342,700 | 382,300 | 399,400 | | |
| 84 | 239,600 | 295,300 | 343,200 | 382,700 | 400,100 | | |
| 85 | 240,300 | 295,600 | 343,600 | 383,300 | 400,600 | | |
| 86 | 241,000 | 295,900 | 344,000 | 383,900 | | | |
| 87 | 241,700 | 296,200 | 344,500 | 384,500 | | | |
| 88 | 242,400 | 296,600 | 344,900 | 385,100 | | | |
| 89 | 243,100 | 296,900 | 345,200 | 385,800 | | | |
| 90 | 243,600 | 297,300 | 345,600 | 386,400 | | | |
| 91 | 244,100 | 297,700 | 346,100 | 387,000 | | | |
| 92 | 244,600 | 298,100 | 346,500 | 387,600 | | | |
| 93 | 244,900 | 298,200 | 346,700 | 388,300 | | | |
| 94 | | 298,500 | 347,100 | | | | |
| 95 | | 298,900 | 347,600 | | | | |
| 96 | | 299,300 | 348,000 | | | | |
| 97 | | 299,500 | 348,100 | | | | |
| 98 | | 299,800 | 348,600 | | | | |
| 99 | | 300,200 | 349,100 | | | | |
| 100 | | 300,600 | 349,400 | | | | |
| 101 | | 300,800 | 349,700 | | | | |
| 102 | | 301,100 | 350,100 | | | | |
| 103 | | 301,500 | 350,500 | | | | |
| 104 | | 301,800 | 350,900 | | | | |
| 105 | | 302,000 | 351,400 | | | | |
| 106 | | 302,300 | 351,800 | | | | |

| | | | | | | | | |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 107 | | 302,700 | 352,200 | | | | | |
| 108 | | 303,000 | 352,600 | | | | | |
| 109 | | 303,200 | 353,100 | | | | | |
| 110 | | 303,600 | 353,500 | | | | | |
| 111 | | 304,000 | 353,900 | | | | | |
| 112 | | 304,300 | 354,200 | | | | | |
| 113 | | 304,400 | 354,700 | | | | | |
| 114 | | 304,700 | | | | | | |
| 115 | | 305,000 | | | | | | |
| 116 | | 305,400 | | | | | | |
| 117 | | 305,600 | | | | | | |
| 118 | | 305,800 | | | | | | |
| 119 | | 306,100 | | | | | | |
| 120 | | 306,400 | | | | | | |
| 121 | | 306,800 | | | | | | |
| 122 | | 307,000 | | | | | | |
| 123 | | 307,300 | | | | | | |
| 124 | | 307,600 | | | | | | |
| 125 | | 308,000 | | | | | | |
| 再任用職員 | 185,800 | 213,400 | 257,600 | 277,800 | 293,200 | 319,100 | 361,600 | 395,400 |

第2条 境港市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

- 7 当分の間、職員（その職務の級が6級以上である者に限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）のうち、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後の給料月額を、第3条及び第3条の2の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（次項において「給料基礎額」という。）から当該額に100分の1.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

- 8 前項の規定にかかわらず、特定職員の期末手当、勤勉手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、給料基礎額とする。

第3条 境港市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第26条第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に、「100分の102.5」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に、「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

（教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第4条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和31年境港市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第5条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100

分の162.5」に改める。

(境港市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 境港市特別職の職員の給与に関する条例(昭和36年境港市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第7条 境港市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

(境港市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第8条 境港市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成20年境港市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第9条 境港市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 平成27年1月1日

(2) 第3条、第5条、第7条及び第9条の規定 平成27年4月1日

2 第1条の規定による改正後の境港市一般職の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)別表第1の規定は、平成26年4月1日から適用する。

3 新給与条例第26条第2項の規定、第4条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第2条第3項の規定、第6条の規定による改正後の境港市特別職の職員の給与に関する条例第2条第3項の規定及び第8条の規定による改正後の境港市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第1項の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(給与等の内払)

4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

5 境港市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例においては、前項中「給与」とあるのは「期末手当」と読み替えるものとする。

(市規則への委任)

6 第4項及び前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

(参 考)

主 な 内 容

1 一般職の職員の勤勉手当及び給料表の改正（第1条関係）

(1) 勤勉手当の改正

| | [現行] | | [改正後] |
|-------|-----------------|---|------------------|
| 一般職員 | 100分の67.5(87.5) | ⇒ | 100分の82.5(102.5) |
| 再任用職員 | 100分の32.5(42.5) | ⇒ | 100分の37.5(47.5) |

※括弧内は、特定管理職員

(2) 給料表の改正

一般職の給料を平均0.3%引上げ

2 給料の減額（第2条関係）

職務の級が6級以上で、55歳に達した者の給料月額を1.5%減額

3 一般職の職員の勤勉手当の改正（第3条関係）

| | [改正前] | | [改正後] |
|-------|------------------|---|-------------|
| 一般職員 | 100分の82.5(102.5) | ⇒ | 100分の75(95) |
| 再任用職員 | 100分の37.5(47.5) | ⇒ | 100分の35(45) |

※括弧内は、特定管理職員

4 市長等の期末手当の改正（第4条、第6条及び第8条関係）

| | [現行] | | [改正後] |
|------|----------|---|----------|
| 12月分 | 100分の155 | ⇒ | 100分の170 |

5 市長等の期末手当の改正（第5条、第7条及び第9条関係）

| | [改正前] | | [改正後] |
|------|----------|---|------------|
| 6月分 | 100分の140 | ⇒ | 100分の147.5 |
| 12月分 | 100分の170 | ⇒ | 100分の162.5 |

6 施行期日等

公布の日。ただし2は平成27年1月1日、3及び5は平成27年4月1日

1(2)は、平成26年4月1日から適用

1(1)及び4は、平成26年12月1日から適用

議案第 79 号

境港市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

境港市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 26 年 12 月 3 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市国民健康保険条例の一部を改正する条例

境港市国民健康保険条例（昭和34年境港市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「39万円」を「40万4,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の境港市国民健康保険条例第4条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出産する被保険者に適用し、施行日前に出産した被保険者及び被保険者であった者については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

1 出産育児一時金の改正（第4条関係）

出産育児一時金について、健康保険法施行令に規定される金額が見直されたことに伴い改正する。

| | |
|----------|------------|
| [現行] | [改正後] |
| 390,000円 | ⇒ 404,000円 |

2 施行期日

平成27年1月1日

議案第 80 号

境港市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例
制定について

境港市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 26 年 12 月 3 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

境港市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成5年境港市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のとおり改める。

別表第1（第19条関係）

| 種 別 | 指定袋等の種類 | 容量等 | 処理手数料 | |
|-----------|---------|-----|----------|-----|
| 可燃ごみ | 家庭廃棄物 | 大 | 40リットル | 41円 |
| | | 中 | 30リットル | 30円 |
| | | 小 | 20リットル | 20円 |
| | | 極小 | 10リットル | 10円 |
| | | 収集券 | 40リットル相当 | 41円 |
| | 事業系廃棄物 | 事業系 | 40リットル | 61円 |
| | | 収集券 | 40リットル相当 | 61円 |
| 軟質プラスチック類 | 家庭廃棄物 | 大 | 50リットル | 20円 |
| | | 小 | 25リットル | 10円 |

附 則

この条例は、平成27年5月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 指定袋の種類追加（別表第1関係）

家庭から排出される廃棄物の指定袋に次のものを追加する。

- (1) 可燃ごみ用（極小） 容量10リットル（1枚10円）
- (2) 軟質プラスチック類用（小） 容量25リットル（1枚10円）

2 施行期日

平成27年5月1日

議案第 8 1 号

境港市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例制定について

境港市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次の
とおり制定する。

平成 2 6 年 1 2 月 3 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準)

第3条 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるものを除き、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「省令」という。）の規定（第1条から第4条までの規定を除く。）による基準をもって、その基準とする。

(暴力団の排除)

第4条 放課後児童健全育成事業者、その役員その他の経営に事実上参画する者は、境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者に該当するものであってはならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

(設備の基準の経過措置)

2 省令第9条第2項に規定する基準については、当分の間「おおむね1.65平方メートル以上でなければならない」とあるのは「おおむね1.65平方メートル以上を確保するよう努めるものとする」と読み替えるものとする。

(職員の経過措置)

3 省令第10条第4項に規定する基準については、当分の間「おおむね40人以下とする」とあるのは「おおむね40人以下となるよう努めるものとする」と読み替えるものとする。

(参 考)

主 な 内 容

1 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の整備

(1) 「子ども・子育て支援法」の制定による「児童福祉法」の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、国が定める基準を踏まえ、市が条例で基準を定めることとされた。

| 区 分 | 事業内容 | 定める項目 |
|-------------|---|--|
| 放課後児童健全育成事業 | 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る。 | <ul style="list-style-type: none">・設備・面積に関する基準・職員に関する基準・利用定員に関する基準・その他（平等な取扱い、虐待等の禁止、衛生管理、運営規程の整備、秘密保持、保護者や関係機関との連携等） |

(2) 本市の考え方

国の基準と異なる内容を定める特別な事情、特性はないことから、国の基準を基本とし、本市独自の基準として暴力団排除の規定を設ける。

ただし、国が定める参酌すべき基準のうち、省令第9条第2項（専用区画の面積）及び省令第10条第4項（1つの支援の単位を構成する児童の数）に規定する基準についての経過措置を設け、既存の放課後児童健全育成事業所の運営継続を図り、現に提供しているサービスの量を維持することができるよう配慮する。

2 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日

議案第 8 2 号

境港市手数料条例の一部を改正する条例制定について

境港市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 6 年 1 2 月 3 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市手数料条例の一部を改正する条例

境港市手数料条例（平成12年境港市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第26号中「の規定に基づく広告物の表示許可事務」を「第3条第1項、第3条の2第3項若しくは第4条第1項の規定に基づく広告物の表示又は掲出物件の設置の許可事務又は許可内容の変更許可事務」に改める。

別表第1中「広告物の表示許可事務」を「広告物の表示又は掲出物件の設置の許可事務又は許可内容の変更許可事務」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 広告物の表示等の許可内容の変更に関する手数料の追加
 広告物の表示等の許可を受けた者が、許可された内容の変更許可を受けようとする場合についても、新たに許可する場合と同額の手数料を徴収する。

- 2 施行期日
 平成27年4月1日

議案第 83 号

境港市公園条例の一部を改正する条例制定について

境港市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 26 年 12 月 3 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市公園条例の一部を改正する条例

境港市公園条例（昭和40年境港市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項中「電柱、電柱の支柱・支線柱」を「電柱、電話柱その他これに類するもの」に改め、同表備考第6項を第7項に改め、第1項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、備考に第1項として次の1項を加える。

電柱、電話柱その他これに類するものについては、本柱、支柱、支線柱、支線等を各々1本として取り扱う。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の境港市公園条例別表第1第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る使用料の額について適用する。ただし、施行日前に使用料を納付した場合の使用料の額については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 公園施設を占有する場合の使用料の改正（別表第1関係）
電柱に関する使用料の徴収範囲を整理し、支線についても本柱等と同額の使用料を徴収する。

- 2 施行期日
平成27年4月1日

議案第 84 号

境港市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

境港市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 26 年 12 月 3 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

境港市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成元年境港市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「7月16日から同月31日まで」を「8月16日から同月31日まで」に、「9月16日から同月30日まで」を「10月16日から同月31日まで」に、「11月16日から同月30日まで」を「12月16日から同月28日まで」に改め、同条第3項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の境港市公共下水道事業受益者負担に関する条例第8条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に納期限が到来する負担金から適用し、同日前に納期限が到来した負担金については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

1 公共下水道事業受益者負担金の納期限を改正（第8条関係）

| 納 期 | 現 行 | 改正後 | 備 考 |
|-----|--------|--------|------|
| 第1期 | 7月31日 | 8月31日 | |
| 第2期 | 9月30日 | 10月31日 | |
| 第3期 | 11月30日 | 12月28日 | |
| 第4期 | 2月末日 | 2月末日 | 変更なし |

2 施行期日

平成27年4月1日

議案第 85 号

境港市保育所条例の一部を改正する条例制定について

境港市保育所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 26 年 12 月 3 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市保育所条例の一部を改正する条例

境港市保育所条例（平成10年境港市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

「

| | |
|-----------|--------------|
| 境港市渡保育所 | 境港市渡町1342番地1 |
| 境港市上道保育所 | 境港市中野町168番地 |
| 境港市中浜東保育所 | 境港市小篠津町820番地 |

」を

「

| | |
|--------------|--------------|
| 境港市立わたり保育園 | 境港市渡町1342番地1 |
| 境港市立あがりみち保育園 | 境港市中野町168番地 |
| 境港市立なかはま保育園 | 境港市小篠津町820番地 |

」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 保育所の名称の改正（第2条関係）

[現行]

境港市渡保育所

境港市上道保育所

境港市中浜東保育所

[改正後]

境港市立わたり保育園

⇒ 境港市立あがりみち保育園

境港市立なかはま保育園

2 施行期日

平成27年4月1日

議案第 86 号

境港市児童発達支援等事業に係る利用者負担金の徴収に関する条例
を廃止する条例制定について

境港市児童発達支援等事業に係る利用者負担金の徴収に関する条例を廃止する条例
を次のとおり制定する。

平成 26 年 12 月 3 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市児童発達支援等事業に係る利用者負担金の徴収に関する条例を廃止する条例

境港市児童発達支援等事業に係る利用者負担金の徴収に関する条例（平成15年境港市条例第13号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に収納すべきであった児童発達支援等事業に係る利用者負担金については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 境港市児童発達支援等事業に係る利用者負担金の徴収に関する条例の廃止
児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第5項に規定する保育所等訪問支援について、市が直接サービス提供することを終えることに伴い、利用者負担金の徴収に関する条例を廃止する。

- 2 施行期日
平成27年4月1日

議案第 87 号

境港市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例制定について

境港市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

平成 26 年 12 月 3 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 指定介護予防支援の事業（第3条—第6条）
- 第3章 基準該当介護予防支援の事業（第7条—第10条）
- 第4章 雑則（第11条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定介護予防支援の事業及び基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営等に関する基準を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

第2章 指定介護予防支援の事業

（申請者に係る要件）

第3条 法第115条の22第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人とする。

2 前項の法人及びその役員その他の経営に事実上参画する者は、境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者に該当するものであってはならない。

（指定介護予防支援の事業に関する基準）

第4条 法第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める指定介護予防支援の事業の人員及び運営等に関する基準は、次条及び第6条に定めるものを除き、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「省令」という。）の規定（第1条及び第32条の規定を除く。）による基準をもって、その基準とする。

（人権の擁護及び虐待の防止）

第5条 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第20条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講じなければならない。

（記録の保存期間）

第6条 指定介護予防支援事業者は、省令第28条第2項各号に掲げる記録について

は、省令の規定にかかわらず、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第3章 基準該当介護予防支援の事業

(登録者に係る要件)

第7条 基準該当介護予防支援の事業の登録を受けようとする者は、境港市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者に該当するものであってはならない。

(基準該当介護予防支援に関する基準)

第8条 法第59条第1項第1号の規定に基づき条例で定める基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営等に関する基準は、次条及び第10条に定めるものを除き、省令第32条において読み替えて準用する省令の規定による基準をもって、その基準とする。

(人権の擁護及び虐待の防止)

第9条 基準該当介護予防支援の事業を行う者(以下「基準該当介護予防支援事業者」という。)は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講じなければならない。

(記録の保存期間)

第10条 基準該当介護予防支援事業者は、省令第32条において読み替えて準用する省令第28条第2項各号に掲げる記録については、省令の規定にかかわらず、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第4章 雑則

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準の整備

(1) 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定による「介護保険法」の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準について、国が定める基準を踏まえ、市が条例で基準を定めることとされた。

| 区 分 | 事業内容 | 定める項目 |
|--------------------|--|--|
| 指定介護 予防支援 | 介護保険法上の予防給付として提供される介護予防サービスの計画作成、サービス事業者等との連絡調整等 | <ul style="list-style-type: none">・ 人員に関する基準（管理者の設置等）・ 運営に関する基準（運営規程の整備、利用申込者への説明及び同意、秘密保持、苦情処理、事故発生時の対応等）・ 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（指定介護予防支援の取扱方針） |
| 基準該当 介護予防 支援 | 市が指定する指定介護予防支援事業所以外による介護予防支援又はこれに相当するサービスの計画作成等 | <ul style="list-style-type: none">・ 指定介護予防支援と同様（指定介護予防支援の基準を準用。） |

(2) 本市の考え方

国の基準と異なる内容を定める特別な事情、特性はないことから、国の基準を基本とし、本市独自の基準として次の規定を設ける。

ア 暴力団排除

イ 人権の擁護及び虐待の防止

ウ 利用者に対する指定介護予防支援等の提供に関する記録の保存期間を5年間に延長（国の基準は2年間）

2 施行期日

平成27年4月1日

議案第 88 号

境港市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準
を定める条例制定について

境港市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を
次のとおり制定する。

平成 26 年 12 月 3 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(一般原則)

第3条 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施することにより、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、利用者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう努めなければならない。

2 地域包括支援センターの設置者は、境港市介護保険運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(暴力団の排除)

第4条 地域包括支援センターの設置者、その役員その他の経営に事実上参画する者は、境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者に該当するものであってはならない。

(職員に係る基準及び当該職員の員数の基準)

第5条 地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数の基準は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イの規定による基準をもって、その基準とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準の整備

(1) 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定による「介護保険法」の一部改正に伴い、地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準について、国が定める基準を踏まえ、市が条例で基準を定めることとされた。

| 区 分 | 事業内容 | 定める項目 |
|---------|--|--|
| 包括的支援事業 | 要支援・要介護状態となる前からの介護予防を推進するとともに、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的マネジメント支援等の業務を実施 | ・職員に関する基準 ・運営に関する基準（適切、公正かつ中立な運営の確保等） |

(2) 本市の考え方

国の基準と異なる内容を定める特別な事情、特性はないことから、国の基準を基本とし、本市独自の基準として暴力団排除の規定を設ける。

2 施行期日

平成27年4月1日